

## 公害防止協定書

沼津市長 井手敏彦（以下「甲」という。）と清水町外原区長 宮本重夫（以下「乙」という。）は沼津市清掃工場及び沼津市衛生プラントの公害防止について、甲は香貫山周辺地区の大気汚染が住民の健康に影響を与えるおそれのある、特殊の地形であることを認識し、現施設付近の大気汚染の状況を改善し、悪臭等の公害防止に留意し、自主的に両施設の操業を管理し、かつ付近のばい煙排出工場に対する行政指導を強化することを確認し、次のとおり協定する。

## 記

## （総 則）

第1条 甲は、公害関係諸法規を順守し、公害防止については積極的に必要な措置を講じ、規制基準値は別表-1のとおりとする。

## （規制基準）

第2条 別表-1の規制基準値は国、県の公害関係諸法規の規制基準値の改正があった場合には、甲、乙協議の上で改正するものとする。

## （施設の整備）

第3条 甲は公害防止のため、当該施設に対し、可能な限りの補修及び改善工事を速やかに実施し、公害防止に努めるものとする。

当面の改善補修工事は、昭和49年11月12日付回答書のとおり実施すると共に、必要な補修は今後も逐次実施するものとする。

昭和三十一年  
三月二十一日  
建設省  
告示  
第一〇九号

(運転管理)

第4条 甲は当該施設の運営にあたり誠意をもつて、以下のことの実施に努めるものとする。

- (1) 清掃工場のごみ焼却量は1日当り(24時間×2炉)180トン以下とし、その焼却については創意工夫を図り、最良条件で運転すること。
- (2) なお1炉運転の場合は上記の1/2とする。
- (3) 運転管理者を養成すること。
- (4) ハエ、悪臭等の発生を防止するため、施設と環境整備を図る。  
(このためピット入口は不使用時には閉じること。)
- (5) 工場廃水はPH調整、SS除去等を行った後、排水すること。
- (6) 建家からばい煙が極力でないようにすること。

(測定)

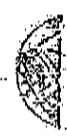
第5条 甲は、ばい煙等の測定にあつては、別表-2に定めるところにより実施し、その結果を速やかに乙に提示するものとする。

なお、測定結果報告書には測定時のごみ、し尿の処理、条件を記入するものとする。

2 乙が異状を訴え、甲に申し入れた場合には、別表-2に定める以外に速やかに測定を行うものとする。

(分別収集)

第6条 甲は、一般廃棄物中に高分子系廃棄物が混入しないよう、分別収集の実施を徹底する。このための計画書又は実施要領を乙に提示する。



(事業所廃棄物)

第7条 甲は、清掃工場においては、一般家庭から排出される、可燃物、可燃性廃棄物を処理するものとし原則として事業所廃棄物は処理しないものとする。ただし、可燃性が廃棄物であり処理に支障のないものについてはこの限りでない。

(事前協議)

第8条 甲は当該施設を改善、改良または変更する場合には、事前にその計画を乙に提示して協議するものとする。

(操業の停止)

第9条 甲は、次にかかげる場合はただちに運転を休止して、その原因の究明及び補修改善等適切な処置をし、支障のない事を甲、乙確認した上で再開するものとする。

(1) 不測の事故により公害が発生した場合

(2) 測定の結果、最大値が別表-1に定める値をこえ再度の測定の結果も同様の場合

(3) 衛生プラントの悪臭が特にいちじるしい場合

(4) その他、特別の事由があり乙が甲に申し入れ、双方協議の上合意した場合

(現施設の撤去)

第10条 甲は清掃プラント(新清掃工場)竣工後5~6か月間の試運転及びならし運転期間を経て、本格運転開始後は現清掃工場は早急に撤去するものとする。

なお、撤去作業にともなう騒音、振動等の規制については、法令を順守するものとする。

(立入調査)

第11条 甲は乙より要請のあつた場合には、業務に支障のない限り立入調査をさせるものとする。

(基本事項)

第12条 本書に定めなき事項についても回答書、覚書等の内容は基本的な事項として尊重し、実施するものとする。

(協議会の設置)

第13条 甲及び乙は、本協定書に基づく協議を行うため、「公害対策協議会」(仮称)を設置する。

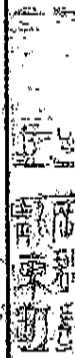
2 協議会の運営にあつては、誠意をもって資料の提出、状況の報告等をするものとする。

(協議)

第14条 当該施設に係る問題が生じた場合、またはその他特に定めなき事項については、その都度「公害対策協議会」と協議して必要な措置を講ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有するものとする。

昭和57年3月29日



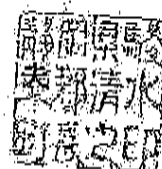
甲 沼津市長 井手 敏



乙 清水町外原区長 宮本 重



清水町長 平井 喜久



沼 津 市

別表-1

1 沼津市衛生プラント

(1) 水質汚濁

(排水口における基準)

項 目	排 水 基 準	
P H	5.8 ~ 8.6	
B O D	日間平均 30 PPM	最大 40 PPM
S S	70 PPM	90 PPM

(2) 悪 臭

(敷地境界線における基準)

物 質 名	規 制 基 準
アンモニア	1 PPM以下
メチルメルカプタン	0.002 PPM以下
硫化水素	0.02 PPM以下
硫化メチル	0.01 PPM以下
トリメチルアミン	0.005 PPM以下

2 沼津市清掃工場

(3) 大気汚染

(排出口における基準)

項 目	排 出 基 準
いおう酸化物	$K = 17.5$
ばいじん	0.7 g / N <sub>m</sub> <sup>3</sup> 以下

## (2) 騒音

(敷地境界線における基準)

時間の区分	規制基準
昼間 8:00~18:00	55ホン以下
朝・夕 6:00~8:00 18:00~22:00	50ホン以下
夜間 22:00~6:00	45ホン以下

## (3) 悪臭

(敷地境界線における基準)

物質名	規制基準
アンモニア	1 PPM以下
メチルメルカプタン	0.002 PPM以下
硫化水素	0.02 PPM以下
硫化メチル	0.01 PPM以下
トリメチルアミン	0.005 PPM以下

別表-2

種 類	測定回数
大気汚染 水質汚染 騒音 悪臭	年4回以上 同 同 同